

沖医発第1080号F  
令和3年12月22日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会  
副会長 宮里達也



「医療用物資の備蓄体制の強化について」に係る医療用物資の対応について

今般、日本医師会感染症危機管理対策室から標記文書の発出がありましたので、ご連絡致します。

医療用物資については、厚生労働省発出の令和2年7月31日付事務連絡「医療用物資の備蓄体制の強化について」により、対策の主軸を、応急的な対応（緊急時体制）から、国内において必要な備蓄を計画的に確保していく対応（警戒体制）へ段階的に移行することとしています。

本通知は、今般、N95 マスク及び非滅菌手袋について、需給状況の改善を踏まえ、移行の対象となる医療用物資としたことから、医療用物資の対応について改めて示されたものとなっております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 「医療用物資の備蓄体制の強化について」に係る医療用物資の対応について  
(令和3年12月16日(健Ⅱ451F))

※日本医師会文書は文書管理システムへ掲載致します。

沖縄県医師会事務局業務2課：平良、高良  
TEL:098-888-0087  
FAX:098-888-0089  
g2@okinawa.med.or.jp

(健Ⅱ451F)  
令和3年12月16日

都道府県医師会  
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長  
釜 菫 敏

「医療用物資の備蓄体制の強化について」に係る医療用物資の対応について

今般、厚生労働省より各都道府県知事等宛て標記の事務連絡がなされましたのでご連絡申し上げます。

概要は下記のとおりです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び関係医療機関に対する周知方についてご高配のほどお願い申し上げます。

#### 記

○サージカルマスク、アイソレーションガウン及びフェイスシールドに加え、N95マスク及び非滅菌手袋の優先配布を、本年12月をもって休止すること。

○今後の状況変化により需給が逼迫し、医療機関等において必要量の確保が困難となる状況が生じた場合には、直ちに従前同様に国からの優先配布を実施することを想定していること。

○個別に発生する緊急の需要に迅速に対応するため、全ての医療用物資について、G-MISを活用した国による緊急配布（SOS）は引き続き実施すること。

○都道府県や医療機関等の現場備蓄用として、全国合計でN95マスク約300万枚、非滅菌手袋約3,600万双を一括して、配布すること。

・配布手続については、基本的にこれまでの優先配布と同様の考え方で実施するが、感染再燃時やクラスター発生時の初動対応など緊急時に備えた備蓄として活用すること。

・各都道府県が、必要数の見込みを算出し、別紙の様式1及び2に必要情報を記入の上、令和4年1月21日（金）までに提出すること。

・配布数等を整理して順次配布予定で、遅くとも令和4年3月18日までは配送完了予定であるが、4月以降の配送希望は受け付けないこと。

（参考）

「医療用物資の備蓄体制の強化および医療機関等における医療用物資の緊急時への対応について（その4）について」（令和3年8月7日付（健Ⅱ244F））

事務連絡

令和3年12月13日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局経済課

（マスク等物資対策班）

「医療用物資の備蓄体制の強化について」に係る医療用物資の対応について

医療用物資（サージカルマスク、N95 マスク（DS2 マスク等を含む。以下同じ。）、アイソレーションガウン、フェイスシールド及び非滅菌手袋をいう。以下同じ。）については、令和2年7月31日付け事務連絡「医療用物資の備蓄体制の強化について」（令和2年8月31日最終改正）により、対策の主軸を、応急的な対応（緊急時体制）から、国内において必要な備蓄を計画的に確保していく対応（警戒体制）へ段階的に移行することとしてします。このような方針の下、サージカルマスク、アイソレーションガウン及びフェイスシールドについて、順次移行対象としてきたところです。

今般、N95 マスク及び非滅菌手袋について、需給状況の改善を踏まえ、移行の対象となる医療用物資とします。

それに伴い、下記の対応を講じることといたしますので、都道府県におかれましては、引き続き、医療用物資の備蓄の確保等の必要な対応を行うとともに、貴都道府県管内の医療機関等への周知をお願いいたします。

## 記

### 1 移行の対象となる医療用物資

- サージカルマスク、アイソレーションガウン及びフェイスシールドに加え、N95 マスク及び非滅菌手袋の優先配布を、本年 12 月をもって休止します。
- 今後の状況変化により需給が逼迫し、医療機関等において必要量の確保が困難となる状況が生じた場合には、直ちに従前同様に国からの優先配布を実施することを想定しています。
- また、個別に発生する緊急の需要に迅速に対応するため、全ての医療用物資について、G-MIS を活用した国による緊急配布 (SOS) を引き続き実施します。

### 2 「特別配布」の実施について

- 今回、移行対象となった N95 マスク及び非滅菌手袋については、都道府県や医療機関等の現場備蓄用として、優先配布の 3 ヶ月分の医療用物資を一括して配布（以下「特別配布」という。）します。
- 特別配布の都道府県別の配分や医療機関等への配布手続については、基本的にこれまでの優先配布と同様の考え方で実施いたしますが、感染再燃時やクラスター発生時の初動対応など緊急時に備えた備蓄として活用いただくようお願いいたします。
- 今回の特別配布の対象となる医療用物資と配布量は、以下のとおりです。
  - ・ N95 マスク 全国合計で約 300 万枚
  - ・ 非滅菌手袋 全国合計で約 3,600 万双
- 都道府県におかれましては、都道府県や医療機関等の現場備蓄用として必要な医療用物資の数の見込みを算出し、別紙の様式 1 及び 2 に配布先の所在地や必要な医療用物資の数などの必要情報を記入の上、令和 4 年 1 月 21 日（金）までに提出をお願いいたします。（提出先：mask\_ppe-ctr@mhlw.go.jp）なお、別紙に表示される各都道府県の配布予定数は上限であるため、必要な数のみ提出いただいても差し支えありません。

- 特別配布の対象となる医療用物資の配布については、配布数等を整理して順次配布予定で、遅くとも令和4年3月18日までには配送完了予定です。なお、4月以降の配送希望は受け付けておりません。

担当者連絡先

マスク等物資対策班

TEL : 03(5253)1111 内線8209

03-3595-3454 (直通)





特別配布 都道府県 選択してください	N95マスク 枚	非滅菌手袋 枚	双(ペア)
1 北海道	127,000	3,118,000	1,559,000
2 青森県	31,000	758,000	379,000
3 岩手県	30,000	750,000	375,000
4 宮城県	56,000	1,260,000	630,000
5 秋田県	29,000	658,000	329,000
6 山形県	30,000	686,000	343,000
7 福島県	43,000	1,090,000	545,000
8 茨城県	72,000	1,602,000	801,000
9 栃木県	47,000	1,102,000	551,000
10 群馬県	44,000	1,134,000	567,000
11 埼玉県	142,000	3,732,000	1,866,000
12 千葉県	158,000	3,378,000	1,689,000
13 東京都	300,000	7,200,000	3,600,000
14 神奈川県	180,000	4,774,000	2,387,000
15 新潟県	60,000	1,376,000	688,000
16 富山県	27,000	626,000	313,000
17 石川県	28,000	650,000	325,000
18 福井県	31,000	472,000	236,000
19 山梨県	26,000	510,000	255,000
20 長野県	51,000	1,248,000	624,000
21 岐阜県	47,000	1,174,000	587,000
22 静岡県	85,000	2,108,000	1,054,000
23 愛知県	149,000	3,860,000	1,930,000
24 三重県	43,000	1,052,000	526,000
25 滋賀県	31,000	738,000	369,000
26 京都府	59,000	1,522,000	761,000
27 大阪府	197,000	5,174,000	2,587,000
28 兵庫県	126,000	3,244,000	1,622,000
29 奈良県	32,000	824,000	412,000
30 和歌山県	29,000	644,000	322,000
31 鳥取県	26,000	374,000	187,000
32 島根県	22,000	456,000	228,000
33 岡山県	45,000	1,138,000	569,000
34 広島県	63,000	1,676,000	838,000
35 山口県	36,000	896,000	448,000
36 徳島県	24,000	498,000	249,000
37 香川県	32,000	612,000	306,000
38 愛媛県	36,000	868,000	434,000
39 高知県	25,000	474,000	237,000
40 福岡県	139,000	3,040,000	1,520,000
41 佐賀県	24,000	498,000	249,000
42 長崎県	39,000	886,000	443,000
43 熊本県	48,000	1,068,000	534,000
44 大分県	32,000	720,000	360,000
45 宮崎県	33,000	676,000	338,000
46 鹿児島県	37,000	992,000	496,000
47 沖縄県	26,000	664,000	332,000
	2,997,000	72,000,000	36,000,000





①  
②  
I

<N95マスク>

○様式1～2の「優先基準」の欄には、4月24日付け事務連絡「2 都道府県から医療機関等への医療従事者の個人防護具(PPE)の提供について」を参考に①又は②の該当する優先基準(該当しない場合はI)を選択してください。

・都道府県から医療機関等への医療従事者の個人防護具(PPE)の提供に係る優先順位基準(4月24日付け事務連絡抜粋)

- ① 感染症指定医療機関等やPCR検査のための検体採取を行う医療機関を優先
- ② ①以外の重症度が高い患者が入院する等の病院(救急受入件数等を考慮)を優先
- I その他

①  
②  
③  
④  
⑤  
⑥  
I

<非滅菌手袋>

- ① 感染症指定医療機関等やPCR検査のための検体採取を行う医療機関
- ② 重症度が高い患者が入院する等の病院
- ③ 在庫の不足の程度など個別のニーズについて、緊急性が高い医療機関等(病院、診療所、歯科診療所、助産所、訪問看護ステーション、薬局)
- ④ その他特別の事由がある医療機関等(病院、診療所、歯科診療所、助産所、訪問看護ステーション、薬局、軽症者の療養を行う宿泊施設)